

本県の農林水産業における台風12号による被災からの復興に関する決議(案)

本県の農林水産業を取り巻く状況は、就業人口の減少や高齢化の進展などの構造的問題に加え、消費嗜好の変化や景気低迷による消費の減少、最近では、TPP問題等、様々な課題を抱えている。

こうした中であって、本年8月30日から9月4日にかけて襲来した台風12号は、記録的な豪雨を伴い、本県に対し、大規模な山腹崩壊や河川の氾濫を発生させ、これにより、多数の尊い人命を奪うとともに、広い分野で未曾有の被害の発生をもたらした。

特に、農林水産業については、約417億円にもものぼる甚大な損害を受け、これからの復興が、今後の本県の農林水産業の将来を左右する程の大きな課題となっているところである。

については、本県の基幹産業である農林水産業の復興を図り、今後とも、産業として維持していくために必要な各種施策の推進を図るとともに、特に以下の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 農地・農業用施設の早期復旧及び農業経営を継続して行うための支援
- 2 林道及び山地災害箇所での早期復旧
- 3 本県の内水面漁業に大きな影響を与える被災した種苗生産施設の再稼働への支援
- 4 漁場内で障害となっている流木、瓦礫などの早期撤去
- 5 那智川等に堆積した転石による漁礁の造成

以上、決議する。

平成23年12月16日

和歌山県議会

(提出者)
農林水産委員委員長 平木 哲朗